

休学・退学の相談・申請について

1 相談・申請窓口

休学や退学を希望する場合は、学生証を持って、学生相談室へお越しください。電話やメールでは申請できません。

2 相談の時期

相談は、随時受け付けていますが、申請手続きに時間がかかる場合がありますので、休学・退学しようとする1～2ヶ月前には相談に来てください。

※ 申請には、保証人の方の署名が必要です。実家が遠方の方は、特に注意してください。また、添付書類が必要な場合があります。

3 休学・退学する場合の注意事項

(1) 申請の許可

休学・退学の申請は、すぐには許可されません。申請に基づき教授会または研究科委員会の審議を経て、学長が決定し、はじめて申請が許可されます。

(2) 授業料

下記の期間に1日でも在学する学生は、当該学期分の授業料が全額かかります。授業料がかかる前に休学・退学の手続きを完了させるように、早めに相談してください。

いかなる理由があっても、一度納入された授業料の返還はできません。また、授業料を納めなければ除籍されます。

第1期： 4月1日～9月30日【申請期限： 3月31日】

第2期： 10月1日～3月31日【申請期限： 9月30日】

※ ただし、曜日や祝日等の都合上、上記申請期限に学生相談室が閉室しているときは、それ以前の最終開室日が申請期限となります。

※ 休学中の学生の申請期限は、別途通知します。

(3) 休学の理由

休学は、疾病その他やむを得ない理由のために3ヶ月以上修学することができない場合に申請できます。従って、明確なやむを得ない理由のない申請は受け付けません。

(4) その他

① 休学をすると、進級や卒業が遅れます。各学年1年間（2学期間）は在学しなければなりません。また、進級判定の時期は年度末のみです。

② 休学中に卒業はできません。

③ 休学許可期間が終了すると、復学となります。

問合せ

学生相談室

093-964-4016

soudan@kitakyu-u.ac.jp